

仕様書（排水ポンプ車外車検等業務）

1. 点検対象車両

別紙のとおり。

2. 業務内容

- (1) 受注者は、各車両毎の点検時期等の計画を発注者と協議し、決定するものとする。
- (2) 受注者は配置場所（金沢市新保本1丁目451番地1）より車両を引き取り、点検・整備を実施のうえ、配置場所に返還するものとする。
- (3) 点検等内容は次のとおりとする。

ア. 車検、点検とは、道路運送車両法に基づく自動車点検基準により適正な点検を行うこと。

なお、電気周りの点検、バッテリー液の点検・補充、ブレーキの分解・調整・清掃作業（作業に使用するブレーキ洗浄剤・ブレーキグリス・ブレーキオイル・ベアリンググリース及び交換作業工賃を含む）及びディスクブレーキ搭載車におけるキャリパー脱着は、車検整備に含むものとする。

また、グリースアップ、バッテリー液の点検・補充及び電気周りの点検は、6ヶ月点検に含むものとする。

イ. 保安確認検査とは、道路運送車両法に定める継続検査のうち規定する保安基準に適合するか否かについて、自動車検査独立法人において審査を受けること、または道路運送車両法に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。

ウ. 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

エ. 車両陸送とは、配置場所から自動車分解整備事業場までの引き取り、および自動車分解整備事業場から配置場所までの納車の作業をいう。

なお、上記の車両移動は車両積載車又は自走でも可とする。

オ. シャーシ周り点検は、シャーシ周りのボルト・ナット等の点検、スペアタイヤに係る点検・燃料タンク・工具箱等の腐食等の点検及び車載式故障診断装置の点検を行う作業とする。

カ. エンジンオイル及びオイルエレメント交換には、オイル（部品）及びエレメント（部品）代金を含むものとする。

キ. 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。

- (4) 自動車重量税、自賠責保険料及び印紙代の金額については、受注者が代行して支払うものとする。
なお、法改正等によりその額が変更となった場合は、その時点で適用される金額によるものとする。

3. その他

- (1) 点検等作業完了後は、実施した作業内容を記載した書類を発注者に提出すること。
- (2) 点検等作業中に整備する項目が新たに生じた場合、別途契約することがある。
- (3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令

を遵守するものとする。

①エネルギーの節減

- ・エネルギーの仕様の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54 年法律第49 号） 等

②廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60 号） 等

③環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47 年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19 年法律第56号） 等

2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

自動車点検等一覧表(排水ポンプ車外)

No.	車台番号	型式	登録番号	車名	車種	総排気量(ℓ)	車両総重量(kg)	登録年月日	車検満了日	車検予定時期	自動車重量税 (円)	自賠責保険料 (円)	印紙代 (式)	車検 (式)	6ヵ月点検 (式)	12ヵ月点検 (式)	保安確認検査 (式)	継続検査代行 (式)	車両陸送 (式)	シャーシ周り点検 (式)	エンジンオイル&エレメント交換 (式)
1	FD2AB-119401	2KG-FD2ABA	金沢800さ4181	日野	レンジャー	5.12	7,880	令和2年9月8日	令和8年9月7日	令和8年8月頃	65,600	19,980	1	1	1	0	1	1	2	1	1
2	XZC645-0005750	2RG-XZC645M	金沢800さ4780	日野	デュトロ	4.00	4,485	令和5年3月8日	令和9年3月7日	令和9年2月頃	25,000	21,550	1	1	1	0	1	1	2	1	1
3	XZU650-0013781	2RG-XZU650M	金沢100さ7731	日野	デュトロ	4.00	6,990	令和5年3月7日	令和8年3月6日	令和9年2月頃	17,500	19,130	1	1	1	0	1	1	2	1	1
	計										108,100	60,660	3	3	3	0	3	3	6	3	3